民法95条(錯誤)の無効から取消への変更が 電子消費者契約に及ぼす影響

柏 木 信 一

目 次

- 1. はじめに
- 2. 意思表示理論からの考察
- 3. 民法95条 (錯誤)
- 4. 電子消費者契約法
- 5. 若干の批判的考察
- 6. おわりに

1. はじめに

2020年4月1日から民法の総則及び債権法を大幅に改めた改正民法が完全施行された。施行日以後に締結される契約は、改正民法が適用される。

また、併せて「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」が、「電子消費者契約における民法の特則に関する法律(以下、電子消費者契約法)」に改められた。このうち、本稿の主題である電子消費者契約法は民法95条の錯誤の特則として存在するものである。

2019年までの消費者相談の実務では、「錯誤無効」を前提に「インターネット上の契約では、事業者が申し込み内容の確認を求める措置を講じていない場合、消費者は錯誤による契約の無効を主張することができます(電子消費者契約法3条)。料金を請求されても支払う必要はありません。確認画面が施されていなければ無効」¹⁾とされていた。しかし、前提としていた民法の錯誤の法的効果が無効から取消に変わることでその解釈が変われば、消費者及び実務対応への影響が懸念される。無効と取消とでは、同じように見えて実際に発生する効果は全く異なるからである。

本稿は、民法95条(錯誤)の無効から取消への変更が電子消費者契約に及ぼす影響に対する問題提起とその分析・考察が目的である。

¹⁾ 国民生活センター HP(http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2018_26.html),2020.6.23 閲覧。等。

2. 意思表示理論からの考察

(1) 意思表示の成立と意思主義・表示主義・折衷主義²⁾

意思表示は、法律行為³⁾ の成立に不可欠の構成要素であり、「一定の法律効果の発生を意欲する意思を示すために外部に表示する行為である」⁴⁾。

図1 意思表示の成立 - 意思と表示
①内心的効果意思

「買いたい」という内心
「買う」という意思
「買う」という意思
「買う」と示す
(出所: 齋藤 修 (2013), pp. 234-235. を元に, 筆者作成。)

意思表示は、意思主義(表意者自身の内心的効果意思の存在を重視した考え方)の立場から心理的な成立過程に即して分析されてきた。例えば、「マンションを購入する」ことについて説明すれば、「買います」と外部に示す行為が表示行為であり、ある動機 50 を元に「買いたいという内心」が内心的効果意思、「マンションを買おうという意思」を相手方に表示しようとする意思が表示意思である(図1)。つまり、一定の動機によって「マンションを買おう」という内心的効果意思が形成されているのである。但し、「法律上は効果意思が形成されて存在することが要求されているだけであり、原則として効果意思を形成するための動機については評価しない $^{(6)}$ 。次に、Aは「マンションを買いたい」という内心的効果意思を相手方Bに対して表示しようとする表示意思を有する。表示意思は、内心的効果意思と表示行為とを心理的に媒介しようとする意識作用である。

表示意思を意思表示の要素とすべきか否かについては見解が分かれており、多数説は不要説に立っている 7 。すなわち、行為者が推断された効果意思を持たない時は、その理由の如何を問わず、これを同一に取り扱うべきものと考えるからである 8 。例えば、横断歩道を渡るために手を挙げた所、走行中のタクシー運転手が乗客だと思って停車したような場合は、

²⁾ 齋藤 修 (2013) 『現代民法総論 (第7版)』信山社;我妻 栄・有泉 亨・清水 誠・田山輝明 (2013) 『我妻・有泉コンメンタール民法 (第3版)』日本評論社;近江幸治 (2018) 『民法講義 (I) 民法総則 (第7版)』成文堂より要約。

³⁾ 法律行為とは、私法上の権利・義務という法律効果(債権債務関係、物権的関係)を発生させる ような行為をいう。例:契約

⁴⁾ 齋藤 修 (2013), p. 234.

⁵⁾ その動機は、自分の居住のためなのか、家族のためなのか、投資目的なのか、千差万別である。

⁶⁾ 齋藤 修 (2013), p. 235.

⁷⁾ 我妻 栄(1965)『新訂民法総則(民法講義I)』岩波書店;四宮和夫·能美善久(2010)『民法総則(第8版)』弘文堂等。

⁸⁾ 齋藤 修 (2013), p. 235.

柏木:民法95条(錯誤)の無効から取消への変更が電子消費者契約に及ぼす影響

タクシーに乗るという内心的効果意思が存在しているとは言えない。

(2) 意思表示の効果, 静的安全・動的安全

民法では、「意思の不存在(意思の欠缺)」と「瑕疵ある意思表示」に分けており、旧民法では意思の不存在の場合は無効、瑕疵ある意思表示の場合は取消可能としていた。また、第 三者に対する効果は、明文規定の存在していたものと、存在しておらず判例に依拠していたものがあった。

ここで、契約を続行させるか解消させるかで当事者双方、又は表意者と第三者の利害対立が想定される。民法では、何が正義か、何が衡平であるかを常に考えるが、意思表示に関しては静的安全と動的安全の両面を考え、どちらの利益を保護することが衡平であるかをバランスよく考えねばならない(図2、図3)。

図2 静的安全(当事者の保護)と衡平(筆者作成)

※ 静的安全:表意者 or 取引の相手方 のうち、

どちらの権利・利益を保護することが衡平か?

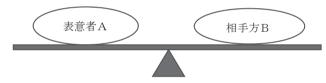


図3 動的安全(取引の安全)と衡平(筆者作成)

※ 動的安全:表意者 or 第三者 のうち、

どちらの権利・利益を保護することが衡平か?

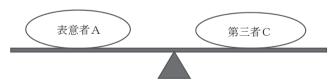


表1 意思表示の効力に対する考え方(筆者作成)

A 意思主義: 意思を重視し、内心的効果意思がない場合は無効と

する考え方

B 表示主義:表示を重視して、内心的効果意思の有無に関係なく 表示上の効果意思に拘束されるべきとする考え方

C 折衷主義:一般的には真意と表示との一致を必要とするが. 相

手方を保護すべき場合には、表意者は表示された効

果意思に拘束されるものとするという考え方

第1の静的安全とは、どのような場合に表意者を保護すべきか、どのような場合に相手方の利益を保護すべきかを比較衡量することである。このうち、「表意者を保護する」⁹⁾という解釈は、表意者自身の安全と社会秩序の維持をヨリ重視した見解である。例えば、強迫による意思表示(民96)は取消可能であるが、取消前に現れた第三者及びその承継人に対しては、たとえ「善意」「善意無過失」の者でも対抗可能という点で表意者が手厚く保護されている。なぜならば、強迫は社会的悪質性が高い上に表意者に全く落ち度はなく、これにより表意者の財貨が奪われることは不当であるためである。それゆえ、正義及び衡平を考えれば、強迫した者や第三者よりも「表意者を保護すべきである」ということになる。条文が当事者保護を重視するなら、意思主義を採る。

第2の動的安全とは、更に第三者が存在する場合に、どのような場合に第三者を保護すべきか、どのような場合に表意者を保護すべきかを比較衡量することである。取引の安全とも言う。「取引の安全を重視する」という解釈は、AからBへの移転が健全ではない取引であった点については、第三者Cは知りもしないしつるんでもいないならば、何の落ち度Cが取引によって獲得した財貨を奪われてしまう不利益を被るのは不当である。そこで、単なる第三者ではなく、第三者の主観的態様又は対抗要件の具備次第¹⁰⁾で「取引安全のため、第三者を保護するのが衡平である」という見解がこれに該当する。条文が動的安全を重視する場合、表示主義又は折衷主義を採る。

旧民法においては、通謀虚偽表示(民94)や錯誤(民95)を無効、詐欺・強迫(民96)を 取消しうるとしていたことから、基本的には意思主義に立っていた。しかし、通謀虚偽表示 による無効及び詐欺による取消については、「善意の第三者」には対抗できないという点で表 示主義の立場から制限を加えていた。また、心裡留保(民93)については原則として表示主 義を採用し、意思表示に関する規定全体としては折衷主義に立っていた。

いずれの立場によるかは法政策的問題ではあるが、近年の通説・判例は、取引の安全を保護するために表示主義を重視する傾向が見られる。これを受けてか、次の3節で示す改正民法は、錯誤に関しては意思主義から表示主義に、または詐欺による取消同様に折衷主義に立っている。

⁹⁾ 静的安全に関しては、逆の事案として「相手方を保護する」という解釈もある。例:心裡留保(民93;相手方は善意無過失なら保護される)。

¹⁰⁾ 主観的態様とは、故意、重過失、過失の有無及び当該事実を知っていたか否かをいう。ここでいう第三者の主観的態様とは、「善意」「善意無重過失」「善意無過失」のいずれかである。このうち、「善意無過失」は第三者には最も厳格である。

対抗要件は、原則として、不動産取引の場合は登記の先後(民177)、動産取引の場合は引渡しの 先後(民192等)である。

3. 民法95条(錯誤)

(1) 錯誤の意義

錯誤とは、示された内容と内心の意思が一致しないことを表意者自身が知らないことである。例えば、①10円と書くつもりで10元と書くように、表示行為自体を誤るという「表示上の錯誤」、②米ドルと香港ドルを同一視するような表示行為の意義を誤るという「内容の錯誤」、③値上がりすると思い込んで土地を購入するという「動機の錯誤」が挙げられる。

以上の錯誤が法的効果をもたらすものになるか否かは、それが「法律行為の要素」に関するものであるか否かで決まる。このうち、動機の錯誤は原則として錯誤に該当しないけれども、通説・判例では「動機が明示ないし黙示に表示され、かつ、相手方がこれを知って法律行為の要素となった場合は錯誤に該当する」とされている(最判 H1.9.14 百選(第7版)24)。我妻・有泉・清水・田山(2013)は、「表示行為をしたが、それに当たる意思が全く欠けている場合については、意思表示として成立していないとみられることが多いであろうが、これも意思と表示の不一致として、錯誤による無効の問題になると考えてもよいであろう。も

ちろん、本条但書の問題も生じる」と述べている $^{11)}$ 。この見解は、原則として意思主義、表

意者に重過失があるケースでは折衷主義に立っていると言える。

平野(2012)は、①「錯誤による表意者は保護されず自己責任が原則であるということである。相手方の取引安全を考えなければならず、意思がないから無効といった意思ドグマ¹²⁾は修正が必要になる」、②「錯誤による表意者が例外的に保護されるか否かの判断は、意思不存在型の錯誤か否かといった『錯誤』の種類によるのではなく、表意者保護と取引安全保護との調整をするきめ細かい要件の下に行われるべきである」と述べている¹³⁾。この見解は、基本的に表示主義に立っていると考えられる。

(2) 改正民法における錯誤の要件と効果

改正民法では、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤は取消可能であること(1項一号)、 ②表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤のケースは、 その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた時に限り取消可能であること (1項二号及び2項)、③表意者に重過失がある場合は取消できないけれども、相手方が表意 者の錯誤を知っている「相手方悪意」の場合(3項一号)又は当事者双方が錯誤に陥ってい

¹¹⁾ 我妻 栄·有泉 亨·清水 誠·田山輝明 (2013), p. 219.

^{12) 「}意思ドグマ」とは、「錯誤=意思の不存在=無効」というように、形式的・固定的に考えてしまう学説に対する批判的意味での用語法である。

¹³⁾ 平野裕之(2012) 『民法総則(第3版)』 日本評論社, p. 262.

改正民法	旧民法
第95条(錯誤) 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。 一意思表示に対応する意思を欠く錯誤 二表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤 2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。 一相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。 二相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。 4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。	第95条 (錯誤) 意思表示は、法律行為の 要素に錯誤があったとき は、無効とする。ただし、 表意者に重大な過失があっ たときは、表意者は、自ら その無効を主張することが できない。

る「共通錯誤」の場合(同二号)は取消可能であること、④錯誤取消は善意無過失の第三者に対して対抗できない(4項)こと、が明文化された。また、効果は、旧民法は「無効」であったが、改正民法では「取消できる」に変わっている。

民法改正によって錯誤の効果が無効から取消に変わった理由は、次の3点が考えられる。

第1に、詐欺取消と錯誤無効は競合する事案が多かった。例えば、悪質業者の欺罔によって消費者を錯誤に陥らせ、契約させることがその典型である。当事者はどちらも主張可能であるけれども、法律効果において片方が取消で片方が無効では法律効果のバランスを失するという指摘である。

第2に、表意者を保護するための無効は、効果上、絶対的無効ではなく、取消の規定を類推して相対的無効であると考えるべきだとする「相対的無効説」 $^{14)}$ の台頭である。

第3に、その「相対的無効説」のモデルとなったドイツ民法は、原則として表示主義に立っており、意思表示の取扱いに関しては「正常でない意思表示」として、次のように扱われている(表 2)。このうち、詐欺、強迫、錯誤については、「有効とするか無効とするかは、表意者本人の意思に委ねるべき」として、法的効果が取消となっているのである 15 。

¹⁴⁾ この見解に立つのは、改正民法の責任者だった内田貴(2008)『民法 I (第4版)』東京大学出版会の他、平野(2012)等である。相対的無効説に対する判例・学説からの異論は、ともに見られない。

¹⁵⁾ Dieter Leipold (2013), BGB I Einführung und Allgemeiner Teil (円谷 竣訳 (2015)『ドイツ民法 総論 (第 2 版)』成文堂, pp. 258-314.) 及び近江幸治 (2018), pp. 178-188. 参照。

柏木:民法95条(錯誤)の無効から取消への変更が電子消費者契約に及ぼす影響

表 2 ドイツ民法における「正常でない意思表示」

①意識的な意思の欠缺 → 「無効 |

心裡留保(独116), 虚偽表示(独116),

真意の欠如(独118;日本では心裡留保の範疇の事案)

②無意識的な意思の欠缺 → 「取消 |

錯誤(独119)

③意思の瑕疵

→ 「取消 |

詐欺又は強迫(独123)

(出所: 円谷 竣訳 (2015), pp. 258-314.

及び近江幸治(2018), pp. 178-188. を元に, 筆者作成。)

4. 電子消費者契約法

(1) 電子消費者契約法の目的と意義

電子消費者契約法は、1990年代後半以降の電子商取引の拡大等に伴い、電子的な方法を用いた新たな契約締結手法の増加と紛争に対応するための民法の特別法である。この法律は、「消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について特定の錯誤があった場合に民法の特例を定めるものとすること」を目的としている(電消法1条)。

電子消費者契約法は旧法と改正法がある。旧法は2020年3月31日までの電子消費者契約に、 改正法は2020年4月1日以後の電子消費者契約について適用され、3条の条文から構成される。なお、電子消費者契約とは、事業者・消費者間取引(B to C)でネットを介した契約を

改正 電子消費者契約法

(※旧法からの変更点は、破線部と第4条廃止のみ)

第3条

民法第95条第3項の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その意思表示が同条第一項第一号に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであり、かつ、次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者(その委託を受けた者を含む。以下同じ。)が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合は、この限りでない。

- 一 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電 子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかったとき。
- 二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の 申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行う意思があったとき。

第4条 (廃止)

いう。それゆえ、適用対象は事業者と消費者によるネット介在型取引のみであり、事業者同士の取引 (B to B) と、双方共に非事業者たる個人間の取引 (C to C) は適用対象外である。ネットを介した契約は「隔地者間の契約」の1つである。隔地者間の契約については、旧民法では申込が到達主義(民97)、承諾が発信主義(民526)であった。しかし、改正民法では申込も承諾も到達主義となっている。また、旧電子消費者契約法第4条では、旧民法97条と526条のルールを除外して「事業者による電子承諾通知が消費者のもとに到達した時」とされていたけれども、改正民法が申込も承諾も到達主義となったことで特則を設ける必要性がなくなった。そのため、改正電子消費者契約法では第4条は削除された。

(2) 電子消費者契約法第3条について

電子消費者契約法第3条は、「消費者の送信時に、電子消費者契約における申込又は承諾の意思の意思がなかったとき」(第一号)、「消費者の送信時に、当該電子消費者契約の申込又は承諾と異なる内容の意思があった場合」(第二号)のいずれかに該当すれば、民法95条3項の「表意者による重過失」を適用せず、特則的に、当該クリックの原因及びクリック時における消費者の主観的態様に関係なく錯誤として扱われる。但し、①事業者が消費者の申込又は承諾の意思の有無について確認を求める措置を講じた場合、又は②消費者が当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合には、この特則は適用されない。なお、2019年までの相談実務や消費者啓発で言われている「事業者が確認画面を施していなければ錯誤の特則でそのクリックは無効」という見解は、第3条の反対解釈である。

また、ここで言う「確認を求める措置」とは、商品、価格、数量、税額、送料、合計額、その他条件等の「取引内容に関する内容の提示」及び「その申込又は承諾に対する意思を確認するのに必要十分な『確認フォーム』の設置」である。年齢確認画面や未成年か否かの確認画面や「○○は好きですか?」というアンケートのような画面では、取引内容に関する申込又は承諾の意思を確認するのに必要十分なものであるとは言えず、それを以て「確認を求める措置」を事業者が講じていると解すべきではない。

5. 若干の批判的考察

錯誤が無効から取消に変わった2020年4月1日の時点で、電子消費者契約法3条の法的効果が従来同様無効か取消に変わるのかに関しては、法務省、経済産業省、消費者庁、国民生活センター等の公的機関による公式見解や公開資料の提示は見られない。

ただ、意思表示の考え方をネット取引において適用するならば、表意者の意思を尊重すべきであり、原則として意思主義によるべきである。なぜならば、対面販売と異なりネット取引は相手が見えないという特質があり、クリックが前述・図1の「表示意思→表示行為であ

る」ことを判定するのは難しいためである。それゆえ、表示上の効果意思に拘束されるべき とする表示主義はネット取引においては望ましくない。

電子消費者契約法第3条が民法95条の特則であるならば、民法95条が無効から取消可能に変われば、電子消費者契約法も無効から取消可能になってしまうことになる。その場合には、次の問題点が起こりうる。

第1に、事業者側が確認画面等の措置を施さなかったにもかかわらず、取消されるまでは 有効となれば、事業者の確認画面等の措置義務違反によって生じた問題点を消費者に転嫁す ることになる。このことは、当事者間の衡平という見地から考えれば理論的整合性を欠く。

第2に、「無効」な法律行為では認められなかった「追認」「法定追認」が可能になる。無効の場合は追認(民120等)や法定追認(民125)はないけれども、取消の場合はこれらが作用することになる。また、追認は、放置した場合も含まれる。錯誤の効果につき「有効か無効かについては、表意者本人の意思に委ねるべき」との考えに立てば、「放置する=有効のまま続行」と判断されうるからである。それゆえ、架空請求・ワンクリック詐欺・仮登録詐欺等を含むネット介在型の特殊詐欺¹⁶に対して、「身に覚えのない請求は、封書によるもの以

改正民法

第120条(取消権者)

行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。)又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

2 錯誤, 詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は, 瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り, 取り消すことができる。

第121条(取消の効果)

取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。

第122条(取り消すことができる行為の追認)

取り消すことができる行為は、第120条に規定する者が追認した時は、以後、取り消すことができない。

第125条 (法定追認)

前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為 について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議 をとどめたときは、この限りでない。

- 一 全部又は一部の履行
- 二 履行の請求
- 三 更改
- 四 担保の供与
- 五 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部 又は一部の譲渡
- 六 強制執行

^{16) 「}特殊詐欺」は警察庁による用語法であるが、手口及び金銭の支払わせ方が特殊という意味であると考えられる。

外は無視が鉄則である」¹⁷⁾という消費者啓発による防止策がとれなくなる。また、法定追認の場合も、「異議をとどめた場合はその限りではない」と但書きはあるが、「異議をとどめたクリック」というのは事実上不可能である。

第3に、取り消されるまでの間に相手方からの履行強制がされ、ワンクリック詐欺や仮登

表3 契約が不成立と判断しうる例、不成立と判断される可能性のある例

1. 不成立と判断される例

<ワンクリックが契約の申込であると認識できないケース>

- ■単なる宣伝メールを装い、特定 URL を表示している
- ■知人からのメールを装い、特定サイトの単なる紹介であるかのように特定 URL が表示されている
- ■有料サービスの解約・退会手続案内メール(もともと退会しなければならない有料サービスなどは存在していない)を装い、特定 URL を表示している
- ■特定サイトにおいて、次の画面に映る時に、「入口」「○○を見る」というボタン表示のみがあり、これをクリックすることが契約の申込みとなることが表示されていない
- ■「契約の申込をしますか?」の問いがあり、「はい」「いいえ」のボタンがあるが、「いいえ」をクリックしたにもかかわらず自動登録される
- 2. 契約が不成立と判断される可能性のある例
 - <利用規約の表示はあるが、利用規約の存在が認識しにくいように画面設計がされているケース>
 - ■携帯電話で、はじめの方に特定 URL が表示されているが、長い画面の一番下までスクロールしないと利用規約が表示されない
 - ■テキストエリアやフレームのスクロールバーを背景色と同じにし、重要 箇所に気がつかないようにしている、非常に小さな文字であるなど、表 示自体に気がつきにくいものとなっている

<ワンクリックが契約の申込みであることを認識しにくいケース>

■利用規約でクリックが契約の申込となることが記載されているが、実際のクリックボタンの前には、クリックが申込みになるとの記載ではなく、「18歳以上ですか」の問いが記載され、ボタン表示には「OK」「キャンセル」とのみ表示されている

(出所:経済産業省「2020電子商取引及び情報財取引等に関する準則」)

詐欺の名称は多数だが、それらは「カネくれ系」と「カネやる系」の2点に集約できる。前者は何らかの理由を付けて金を出させる手口(振り込め詐欺、架空請求等)であり、後者は金が入ってくることを餌にして、騙し取る手口(利殖系の詐欺、戻します詐欺、融資系の詐欺等)である。

17) 「架空請求は無視が鉄則」という2004年までの消費者啓発を逆手に取ったのが、2005年以降に発生した「少額訴訟や支払督促等を悪用した架空請求」である。

裁判所関連の書面は、裁判所書記官と公証役場の公証人だけが出せる「特別送達郵便」という配達記録付の封書で来る。これに対し、提出期限までに裁判所に答弁書を提示せずに無視した場合、「内容に異議なし」「欠席裁判(出頭命令の場合)」となり、支払義務が発生してしまう。なお、裁判所窓口は要式の具備しかチェックできない。内容に関する判定は、裁判が開始されてからの裁判官の判断に属するからである。

ゆえに、「封書だけは無視せず、消費生活センターと警察に要相談」と付記して内容を改めたのが、この消費者啓発である。

録詐欺が助長されることに繋がり、インターネット取引におけるトラブルをより増大させかねない。これに関しては、2019年12月に経済産業省が改訂した「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」 $^{18)}$ において、「ワンクリック詐欺が契約の申込であると言えない場合には、そもそも申込の意思表示がなく、契約は成立しない。したがって、代金請求の根拠がなく、請求に応じる法的義務はない。 $^{19)}$ と述べ、更に次の例示をしている(表 3)。

表3の例示ケースでは、経済産業省は錯誤の事案ではなく、契約不成立又は不成立の可能性があるものと解している。有償サイトへの誘導を目論む悪質なネットの問題にも対応するなら、この見解を採るべきである。

6. おわりに

電子消費者契約法第3条が「民法95条錯誤の特則」としている限り、文言通り解すれば法的効果は取消になってしまう。この点については、一般法である民法95条の効果を今更「無効」に戻すことはできないであろう。ならば、特別法である電子消費者契約法第3条第一号・第二号の内容を以て「契約不存在」と解すべきである。又は、法政策的な方法になるが、民法95条の錯誤の特則とするのではなく「確認画面を施していない場合は、契約の不存在とみなす」と明文化するべきである。

架空請求やワンクリック詐欺の場合、申込も承諾もしていないものであるから、契約の無効又は取消以前の話であり、むしろ「契約の不存在・不成立」というべきである。その場合は債権債務関係も物権的関係も発生しないのが当然の帰結である²⁰⁾。ゆえに、「錯誤取消」をベースにしていれば取消の主張をしない限り有効のまま(しかも、時効が到来すれば主張できなくなる)であり、有効を前提としている取消では形容矛盾である。

21世紀の社会・経済的諸事情に即するために改めた民法とその特別法が、ネット取引における消費者保護の後退になってしまうことは避けねばならない。

¹⁸⁾ 経済産業省 HP (https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/r1.12.honbun.pdf), 2020.6.23閲覧。

¹⁹⁾ 経済産業省, 前掲 HP。

²⁰⁾ 法的手段として、契約不存在を理由とする「債務不存在確認の訴え」を裁判所に提訴することは可能である。

しかし、消費生活センターでの相談やあっせん等、裁判外紛争処理機関による解決に比べれば、 経済的にも時間的にも負担が大きくなってしまうことになりかねない。